

国際協力機構東南アジア第二部東南アジア第七課

1. 案件名（国名）

国名：ラオス

件名：人材育成奨学計画

The Project for Human Resource Development Scholarship

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における人材育成の現状と課題

ラオスにおいては、各開発課題を取り扱う政府機関・関係省庁の職員・組織・制度・財政のキャパシティが、取り組むべき課題に比して総じて不足しているという現状がある。したがって、いずれの援助重点分野においても、行政能力の向上と制度構築が最大の課題であり、本邦大学院への留学による行政官の育成が期待されている。

(2) 当該国の各開発政策における本事業の位置づけ

1) 行政能力の向上及び制度構築

ラオス政府は、「第6次国家社会経済5ヵ年開発計画」において経済成長率8%（2006-2010年平均）という具体的な達成目標を定めている。また、当目標を達成するにあたっての分野横断的な問題として、各開発課題を取り扱う政府機関の行政能力の向上及び適切な制度構築が挙げられており、その解決のための支援として当事業が位置付けられる。

2) 民間セクター強化に向けた制度構築及び人材育成

1986年に導入された「ラポップ・マイ（新経済メカニズム）」のもとで国営企業の独立採算制の導入や民営化、国内経済・貿易自由化政策等の経済構造改革を推進し、計画経済から市場経済への移行が徐々に進展してきた。しかしながら、民間セクター開発を担う人材は不足しているため、その育成は中長期的に取り組む課題である。本事業はその課題への対応として位置づけられる。

3) 基礎教育の充実

ラオス政府は2020年までに後発開発途上国（LDC）からの脱却を目標としており、基礎教育の普及改善を貧困の根本的解決に向けた優先事項としている。そのためには、教育省職員の計画策定能力・実施能力を向上させることが求められており、本事業はその手段として位置づけられる。

(3) 各開発課題に対する我が国及びJICAの援助方針と実績

1) 行政能力の向上及び制度構築

対ラオス援助目標である「貧困削減と経済成長を達成する上で、ラオス側の自助努力の前提となる能力開発を支援」の下、援助重点分野として「行政能力の向上及び制度構築」が設定されている。

2) 民間セクター強化に向けた制度構築及び人材育成

投資・輸出促進のための制度整備、民間セクター活性化のための人材育成といった課題へのラオス政府の取り組みを支援する。

3) 基礎教育の充実

我が国の対ラオス援助目標の一つである『人間の安全保障』の視点から貧困削減を促

進すべく、ミレニアム開発目標の達成に向けた着実な歩みを支援」の下、援助重点分野として「基礎教育の充実」が設定されている。

- (4) 他の援助機関の対応
特になし。

3. 事業概要

- (1) 事業の目的（協力プログラムにおける位置づけを含む）

本邦大学院での学位取得(修士)を通じ、ラオスの社会・経済開発に関わり、将来的な役割を果たすことが期待される若手行政官などを育成することを目的とする。また、人的ネットワーク構築を通して、将来的な両国のパートナーシップの強化に資するものとする。

- (2) プロジェクトサイト/対象地域名

該当なし。

- (3) 事業概要

本事業は、中央政府の若手行政官等を対象に最大20名の留学生が、我が国大学院において、ラオスにおける優先開発課題の分野で学位取得を目的として留学するのに対して、必要な経費を支援するもの。また、優先課題へより具体的に対応するべく4年間の計画を事前に策定し、同一大学にてより戦略的・効果的な受入を同期間継続的に実施すること、更に正規の授業以外にJDS留学生を対象とした特別プログラムを大学が提供することにより、受入国の開発課題解決により直結したプログラムを提供する。尚、本年はその第6年次事業として実施するものである。

- (4) 総事業費/概算協力額

総事業費 2.97 億円（概算協力額（日本側）：2.97 億円、ラオス側：0 円）

- (5) 事業実施スケジュール（協力期間）

2009年5月～2013年12月を予定（計56ヶ月）

- (6) 事業実施体制（実施機関/カウンターパート）

本事業の円滑な実施のために、ラオスにおいて運営委員会を設置する。運営委員会は、同国政府関係者(教育省等)及び日本側関係者(在外公館、JICA在外事務所等)で構成し、次年度の方針に係る協議への参加や留学生最終候補者の決定等を主に行う。

- (7) 環境社会配慮・貧困削減・社会開発

該当なし。

- (8) 他援助機関等との連携・役割分担

該当なし。

- (9) その他特記事項

特になし。

4. 外部条件・リスクコントロール

- (1) 事業実施のための前提条件

特になし。

- (2) プロジェクト全体計画達成のための外部条件

- ① ラオス政府の人材育成に対する政策が変更されない。
- ② 留学生本人が病気や事故等のトラブルにあわずに勉学を全うできる。
- ③ 留学生が帰国後、日本で学んだ知識を活用できる職場に配属される。

5. 過去の類似案件の評価結果と本事業への教訓

過去の人材育成支援無償案件（以下、「JDS 事業」という。）では、受入分野・受入大学等に関し毎年度ごとの計画策定であったため、中長期的な戦略をもって留学生を受け入れることが困難な面があった。

この点を受け、新方式による JDS 事業においては、事業効果はその国の発展へとより直接的に繋げることを可能とするべく、事前調査を実施して優先課題を特定し、当該課題へ対応するべく 4 年間の計画を事前に策定し、同一大学にてより戦略的・効果的な受入を実施するようにしている。

6. 評価結果

以下の内容により本案件の妥当性は高く、また有効性が見込まれると判断される。

(1) 妥当性

この案件は、以下の理由から妥当性が高いと判断できる。

- ・ 「2. 事業の背景と必要性」に記載の通り、各省行政官の能力向上は、ラオスにおける共通した重要課題であり、また、当事業は同国開発計画および同国に対する我が国援助計画とも合致している。
- ・ 行政官を対象とすることにより、留学生が帰国後に日本で得た知識を公務に活用し、その国の政策立案に直接的に関わることができる。
- ・ 行政主導のもとで被援助国から援助国へと成長した日本の経験は、途上国の留学生にとって参考となるものである。この日本の開発経験を理解するには、日本で生活し多くの日本の組織や社会を直接体験することが有効であり、本事業を本邦で行う意義は高い。

(2) 有効性

1) 定量的効果

指標名	基準値（2009 年）	目標値（2014 年）
留学する学生数	0 人	20 人
留学生の学位取得率	0%	100%
帰国留学生の日本で研究した内容に深く関連する職場での勤務率	0%	90%

2) 定性的効果

- ・ 留学生の研究能力・政策立案能力・事業運営管理能力が向上する。
- ・ 留学生が帰国後、所属する機関において、留学によって得た知識を用いて政策の立案や実施に関わる。
- ・ 日本とラオスとの友好関係の基盤が強化される。

7. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる主な指標

6. (2) 1) のとおり。

(2) 今後の評価のタイミング

- ・ 事後評価 6. (2) 1) に記載の目標年

以上